

佐 魅 197 号
令和 8 年 6 月 17 日

佐倉市ふるさと納税返礼品事業者 様

佐倉市役所 魅力推進部
佐倉の魅力推進課長 柴田 芳彦

ふるさと納税の指定基準の改正に伴う、地場産品基準第 3 号に関する書類提出のお願い

日頃より佐倉市ふるさと納税へご協力いただき誠にありがとうございます。

表題の件につきまして、ふるさと納税の返礼品は、総務省が定める「地場産品基準」に適合している必要があります。このうち地場産品基準第 3 号に該当する返礼品については、令和 8 年 10 月 1 日以降の指定期間から、基準の考え方がより明確化され、運用が厳格化されます。

つきましては、返礼品提供事業者の皆様におかれましては、以下の内容をご確認のうえ、書類のご提出をお願いいたします。

<付加価値基準の明確化>

地場産品基準第 3 号については、これまで「区域内の工程により生じた付加価値が全体の過半(50%超)を占めること」とされてきましたが、令和 8 年 10 月以降は、次の要件が新たに求められます。

【必須】事業者による証明書の提出

総務省が定める標準的な算定方法に基づき、返礼品等の製造等を行う事業者が、「当該返礼品の価値の過半が区域内の工程によって生じていること」を証明書により提出していただく必要があります。

【必須】ウェブサイトでの公表

佐倉市が返礼品として提供を開始するまでに、上記証明書の内容を佐倉市のウェブサイト等において公表する必要があります。

※証明内容が公表されていない当該返礼品は、ふるさと納税の返礼品として提供できません。

記

- 1.提出書類(証明書) 別添「【商品名】地場産品基準3号_証明書」をご確認の上、返礼品毎にご提出
- 2.参考資料
 - ・平成 31 年総務省告示第 179 号
 - ・平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条第 3 号に基づき総務大臣が定めるものについて
- 3.提出期限 **2026 年 7 月 10 日(金)**
- 4 提出先 佐倉の魅力推進課 ふるさと納税担当 宛
furusato@city.sakura.lg.jp
- 5.問合せ先 ご不明な点等がございましたら以下、問い合わせ先にご連絡ください。

以上

【お問い合わせ先】

佐倉市役所 佐倉の魅力推進課
ふるさと納税 担当
TEL:043-484-6748
メール:furusato@city.sakura.lg.jp